

しゃりマイプラン・マイスタディ事業実施要項

(目的)

第1条 町民の主催する団体（以下「団体」という。）が、会員相互の学習会や町民を募って実施する学習活動に対し、講師への謝金の一部を斜里町教育委員会が助成することを通し、学習や趣味の団体・サークルづくりを支援し、町民の生涯学習の推進を図る。

(助成の要件)

第2条 斜里町教育委員会が助成するための要件は、次のとおりとする。

- (1) 5名以上の参加者が得られる学習会又は学習活動であること。
- (2) 社会教育法第23条（営利・政党・宗教に関する事業の制限）に該当する内容含まないこと。
- (3) 講師は、日常活動の指導者を除く外部講師であること。
- (4) 開催場所及び開催時間については問わないものとする。
- (5) 助成する事業は、単年度に1団体につき1事業とする。
- (6) 同年度内で連続して行う事業は、1つの事業とする。
- (7) 同一団体が同一事業を継続して行う場合は、1年度限りの助成とする。

(助成基準)

第3条 講師への謝金の限度額は次のとおりとする。

- (1) 町内講師 5,000円
- (2) 管内講師 20,000円
- (3) 管外講師 50,000円
- (4) オンライン講師（町内） 5,000円
- (5) オンライン講師（町外） 20,000円

(助成対象団体)

第4条 団体は、次の要件に合致するものとする。

- (1) 主たる構成員が斜里町民で5名以上の参加が得られる団体であること。
- (2) 第2条第2号に規定する内容含まない団体であること。
- (3) 町の助成金を直接又は他団体を通じて間接に受けている団体でないこと。

(利用申請)

第5条 事業の募集期間は、毎年4月から翌年の2月までの期間とする。

2 団体は、事業計画書（様式1）、関連資料（団体名・サークルの規約・会員名簿及びチラシ等）を教育委員会に提出する。

(審査と承認)

第6条 教育委員会は、提出された申込みの内容について、公民館運営審議会委員の意見を聞き、適否を審査する。

2 教育委員会は、審査結果を団体に対して通知する。

(事業計画の変更・中止)

第7条 団体は事業の変更及び中止があった場合、変更承認申請書（様式3）を速やかに教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(報告書の提出)

第 8 条 団体は事業実施後 2 週間以内に、事業報告書（様式 4）、及び写真 2 枚を添付の上、教育委員会に提出しなければならない。

(謝金の支払方法)

第 9 条 教育委員会は、事業の承認を決定した場合、講師に対し銀行振込又は現金で謝金を支払うものとする。

(その他)

第 10 条 この要項に定めるものの他必要事項は、教育委員会が定めるものとする。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。